



2024年8月9日

各位

会社名 株式会社エノモト  
代表者名 代表取締役社長 白鳥 誉  
(コード番号：6928 東証プライム)  
問合せ先  
役職・氏名 経営管理グループ担当執行役員  
企画管理部長 武井 勉  
電 話 0554-62-5111

### 従業員に対するインセンティブ・プランの導入及び 株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」といい、役員向け株式報酬制度導入のために設定される信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）について、受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託することを決定いたしました。役員向け株式報酬制度の概要につきましては、2018年5月21日付「取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の一部の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とする信託を用いたインセンティブ・プラン（以下「従業員向けインセンティブ・プラン」といいます。また、従業員向けインセンティブ・プランのために設定される信託を「従業員向け株式交付信託」といい、役員向け株式交付信託と併せて「本信託」といいます。）を導入することを決議し、従業員向けインセンティブ・プランの受託者が当社株式を取得するための金銭を当社が信託することを併せて決定いたしました。

#### 記

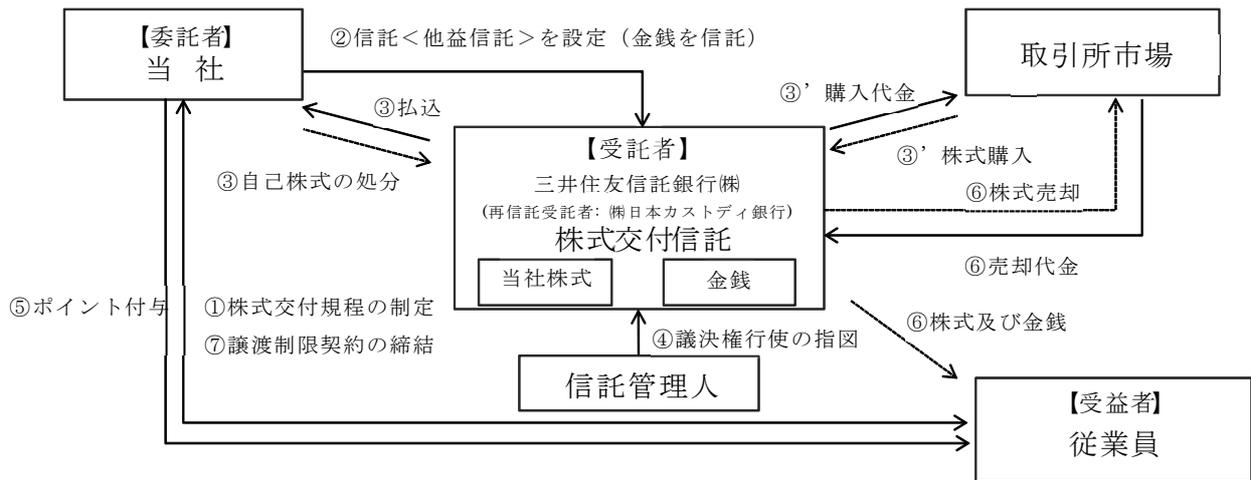
##### 1. 従業員向けインセンティブ・プラン導入の目的

従業員向けインセンティブ・プラン（以下、1及び2において「本制度」といいます。）は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員のエンゲージメントを向上させ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

##### 2. 従業員向けインセンティブ・プランの概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が従業員のうち一定の要件を充足する者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該従業員に対して交付される（ただし、当該株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



- ① 当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する従業員を受益者として株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該従業員との間で、交付日から当社を退職する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。  
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
(4) 受益者	取締役等のうち 受益者要件を満たす者	従業員のうち 受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	信託の期間を通じて、受託者は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(8) 信託契約日	2019年2月8日	2024年10月25日
(9) 金銭を信託する日	2024年10月25日	
(10) 信託終了日	2027年7月末日	2034年5月末日

4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

	役員向け株式報酬制度	従業員向け インセンティブ・プラン
(1) 取得する 株式の種類	普通株式	
(2) 株式の取得 価額の総額	86,737,500円	89,950,000円
(3) 取得する 株式の総数	67,500株	70,000株
(4) 株式の取得 方法	自己株式の処分による取得	
(5) 株式の取得 時期	2024年10月25日	

以 上